資料７

里親委託ガイドライン

① 里親委託ガイドライン概要

② 里親委託ガイドライン本文

（参考１）里親制度の運営について（里親制度運営要綱）

（参考２）新生児里親委託の実際例について

里親委託ガイドライン概要

１．里親委託の意義

〇何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

〇社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

２．里親委託優先の原則

〇家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、

②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、

③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、

などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

〇もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

３．里親委託する子ども

〇里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

〇障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。

〇施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

４．保護者の理解

〇里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。

〇里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。

〇家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第２８条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

５．里親への委託

〇里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。

〇養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

〇専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

〇養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

〇親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。

〇特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

〇１８歳以降、２０歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。

〇里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

６．里親の認定・登録

〇里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。

〇養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが２０歳に達した時に、里親の年齢が概ね６５歳以下であることが望ましい。

７．里親への支援

〇里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。

〇里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

８．子どもの権利擁護

〇里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

９．里親制度の普及と支援の充実

〇市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

〇児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、ＮＰＯ法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

雇児発０３３０第９号
平成２３年３月３０日

都道府県知事
各指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）等の関係法令及び平成１４年９月５日雇児発第０９０５００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成２年３月５日児発第１３３号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いする。

なお、別途、児童相談所運営指針についても改正することを予定しているので申し添える。

おって、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

里親委託ガイドライン

１．里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持てないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。特に、乳幼児期における愛着関係の形成は重要であり、家庭的養護である里親委託がこれまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの 9 割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

２．里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基

礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、

② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、

③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

３．里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

（１）保護者による養育の可能性の有無

① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がいない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども

家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

（２）子どもの年齢

① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

②中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

（３）施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6ヶ月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭的養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭的養護の必要性について理解を得る。

⑤２８条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第 28 条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

（４）短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

（５）個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

（６）里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合

② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（28 条措置を除く）

③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

４．保護者の理解

（１）保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になついてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。

② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。

③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

（２） 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表明がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第 27 条第 4 項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第 27 条第 6 項（児童福祉法施行令第 32 条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、（１）①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第 28 条措置を除き、児童福祉法第 27 条第 4 項により、親権者の意に反しては同条第 1 項第 3 号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第 28 条による措置の場合

法第 28 条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第 28 条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、（１）①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児

童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第 28 条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

５．里親への委託

（１）里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化に

ついて、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね 2,3 ヶ月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

（２）養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や 1 年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との

関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や家族再統合の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

（３）専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は 2 年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2 年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

（４）養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べ

るよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね 65 歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6 ヶ月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6 ヶ月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法 817 条 6 のただし書）。

（５）親族里親

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、三親等以内の親族である者に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、疾病による入院や精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。

② 本来親族は、民法 730 条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け

合わなければならない」とあり、民法 877 条第 1 項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。

③　親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。

④　親族里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

（６）ファミリーホームの活用

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5，6 人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭的養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームの活用を検討する。

（７）特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として 6 ヶ月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6 ヶ月を経過して裁判所に申し立てているので、1 歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

（８）措置延長についての留意点

施設長や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長等が必要と認めるときは、児童福祉法第 31 条により満 20 歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的養育が必要な子ども

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

なお、児童養護施設については、定員等に限りがあり、また、自立に向けてより家庭的な環境で準備することが大切であり、このような措置延長を必要と見込まれる子どもについては、里親、ファミリーホームや自立援助ホームによる支援を検討することが望ましい。

（９）里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

①　情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに

対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

６．里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭的な環境のなかで養育するものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

（１）電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

（２）里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

（３）要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第 34 条の 19 に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第 1 条の 35 の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

①　里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが 20 歳に達した時、里親の年齢が概ね 65 歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。

②　里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

７．里親への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。里親支援は、里親が、直面する様々な状況に対して、子どもへの対応に悩み、過度な抱え込み、里親が孤立することないよう、支援することが必要である。また、必要に応じて、

養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

（１）委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験など子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

（２）委託後の当面の訪問

委託後については、概ね１週間以内に１回更に概ね１ヶ月以内には再度の訪問するなど、一定期間家庭訪問し、子どもと里親の状況を確認し、里親が養育に不安を感じていないかなどを把握する。また、里親サロンへの参加の勧奨を行い、できるだけ里親支援について紹介する。また、子どもの話を聞き、子どもに不安があれば軽減するよう支援する。

（３）定期的な家庭訪問等

里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が適宜訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

また、訪問時には自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

特別養子縁組予定の場合は、6 ヶ月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当者は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

（４）里親による相互交流と研修

児童相談所は必要応じて、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に里親による相互交流や研修を企画するなど定期的に情報交換や養育技術の向上を支援し、また、里親担当者は里親会の紹介を行い、研修や交流会の参加について里親の理解を得る。

（５）地域の子育て情報の提供

① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度や通称使用などの理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

（６）里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）

里親のレスパイトは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① 児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイトケアは年 7 日以内であるが、都道府県等が実施する研修に参加するために必要とする場合には、年 7 日を超えて利用できる。

③ レスパイトの支援を円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

（７）相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要であり、里親を育てていくことが必要である。

（８）社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設又は児童デイサービス事業所において専門的な療育や訓練を受けることが必要と認められる場合は、通所施設の指導訓練を受けさせることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、児童デイサービスについては、児童相談所と市区町村の間で十分に連携を図ることが必要である。

８．子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。

子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自

分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。

里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

９．里親制度の普及と支援の充実

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、広報や里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

また、児童相談所等において、里親委託を推進する担当者を配置し、里親を育成し、支援する体制を充実させる。平成 20 年に創設された里親支援機関は取組の充実が必要であり、その内容を充実させるとともに、里親支援機関を里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、ＮＰＯ法人等へ委託し、広く連携することで多様な里親を開拓するだけでなく、里親への理解を深めることができる。

児童養護施設等については、施設機能の地域分散化を進め、里親支援やファミリーホーム支援を含めて、地域での社会的養護を支える役割を充実していく体制整備を進めることが必要である。

（参考1）

雇児発第０９０５００２号
平成１４年９月５日

【一部改正】平成１６年１２月２８日雇児発第１２２８００１号
【一部改正】平成１８年　４月　３日雇児発第０４０３０１６号
【一部改正】平成２１年　３月３１日雇児発第０３３１００８号
【一部改正】平成２３年　３月３０日雇児発０３３０第　８　号

都道府県知事
各指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親制度の運営について

標記については、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

里親制度運営要綱

第１　里親制度の趣旨

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。

第２　里親制度の運営

１　里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成１４年厚生労働省令第１１６号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」及び平成２３年３月３０日雇児発０３３０第９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドライン」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。

２　法第３２条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。

３　児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親支援機関、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。

４　児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

第３　里親制度の概要

１　里親の種類

里親は、法第６条の３に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

(1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。[法第６条の３第２項]

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

(2) 専門里親

省令で定める要件に該当する養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。[省令第１条の３６]

(3) 養子縁組里親

要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。[法第６条の３第１項、省令第１条の３３第２項第１号]

(4) 親族里親

要保護児童の３親等内の親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。[法第６条の３第１項、省令第１条の３３第２項第２号]

２　里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会（法第８条第１項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。[法第６条の３第１項、政令第２９条]

また、里親認定の要件は、次のとおりであること。

(1) 養育里親

① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

② 経済的に困窮していないこと。[省令第１条の３５]

③ 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。[法第６条の３第２項]

④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。[法第３４条の１９第１項、政令第３５条]

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）又は政令第３５条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(2) 専門里親

① (1)の①から④までのすべてに該当すること。

② 次の要件のいずれかに該当すること［省令第１条の３７第１号］

ア　養育里親として３年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
イ　３年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
ウ　都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。

③　専門里親研修を修了していること。[省令第１条の３７第２号]

④　委託児童の養育に専念できること。[省令第１条の３７第３号]

(3) 養子縁組里親

①　(1)の①、②及び④のすべてに該当すること。[省令第３６条の４７]

②　養子縁組によって養親となることを希望する者であること。[省令第１条の３３第２項第１号]

(4) 親族里親

①　(1)の①及び④に該当すること。[省令第３６条の４７]

②　要保護児童の３親等内の親族であること。[省令第１条の３３第２項第２号]

③　要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。[省令第１条の３３第２項第２号]

３　里親委託

(1) 法第２７条第１項第３号の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）は、要保護児童を里親に委託する措置を採るものであること。

(2) 児童を里親に委託したときは、都道府県は、里親手当及び児童の養育に要する一般生活費、教育費等の費用（養子縁組里親及び親族里親については里親手当を除く。）を、里親に対する措置費として支払い、国はその２分の１を負担するものであること。[法第５０条第７号、第５３条]

(3) 法において児童とは１８歳未満の者をいう（法第４条第１項）が、都道府県は、必要と認めるときは、里親に委託された児童については、満２０歳に達するまで引き続き委託を継続する措置を採ることができること。[法第３１条第２項]

第４　里親の認定等

１　里親認定等の共通事項

(1) 里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならないこと。

なお、この書面には省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

(2) 都道府県は、里親希望者に対し、第１０の必要な研修を実施すること。なお、研修の実施の時期については、都道府県において里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施すること。

(3) 児童相談所長は、申請書の提出があった場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採

り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(4) 児童相談所長は、法第３４条の１９第１項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。

(5) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。[政令第２９条]

(6) 知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

(7) １人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。

(8) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならないこと。

２　養育里親及び専門里親の認定等

(1) 申請書及び添付書類［省令第３６条の４１］

養育里親希望者及び専門里親希望者の申請書の記載事項及び添付書類は、次のとおりであること。

①　申請書に記載する事項

ア　里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

イ　里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

ウ　養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

エ　里親になることを希望する理由

オ　１年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨

カ　従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名

キ　専門里親希望者にあっては、養育里親として３年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること、３年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること又は都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認めた者であることのいずれかの要件に該当する事実

ク　専門里親希望者にあっては、委託児童の養育に専念できる事実

ケ　専門里親希望者にあっては、専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

コ　その他都道府県知事が必要と認める事項

②　申請書に添付する書類

ア　里親希望者及びその同居人の履歴書

イ　里親希望者の居住する家屋の平面図

ウ　養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類（専門里親希望者を除く。）

エ　欠格事由のいずれにも該当しない者であることを証する書類
オ　健康診断書、経済状態を確認するための書類
カ　専門里親希望者にあっては、①キの事実を証する書類
キ　専門里親希望者にあっては、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
ク　その他都道府県知事が必要と認めるもの

(2) 養育里親名簿の登録［省令第３６条の４０］

都道府県知事は、養育里親又は専門里親の認定後速やかに次の事項を養育里親名簿に登録すること。

ア　登録番号及び登録年月日
イ　住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
ウ　同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
エ　養育里親研修を修了した年月日
オ　１年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
カ　専門里親の場合にはその旨
キ　その他都道府県知事が必要と認める事項

(3) 都道府県知事は、登録の際に養育里親又は専門里親の希望（委託期間、子どもの年齢、将来的に養子縁組によって養親となることを希望する里親となることも考えている等）について把握すること。

(4) 取消し及び変更の届出［省令第３６条の４３］

① 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。
ア　死亡した場合は、その相続人が、その事実を知った日から３０日以内に
イ　成年被後見人又は被保佐人となった場合は、その後見人又は保佐人が、その日から３０日以内に
ウ　法第３４条の１９第１項第２号から第４号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から３０日以内に
エ　経済的に困窮するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から３０日以内に

② 養育里親及び専門里親は、(2)の養育里親名簿の登録事項について変更が生じたときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならないこと。

(5) 登録の消除［省令第３６条の４４］

① 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならないこと。
ア　本人から登録の消除の申出があった場合
イ　(4)①の届出があった場合
ウ　(4)①の届出がないが、その該当事実が判明した場合
エ　不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合

② 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、登録を消除することができること。
ア　法第４５条第１項に基づく里親が行う養育に関する最低基準に違反した場合

イ　法第４６条第１項の規定により都道府県知事から報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

ウ　学校教育法に規定する保護者に準じて受託中の児童を就学させなければならない旨の法第４８条の義務に違反した場合

③　都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が、専門里親に関する要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならないこと。

(6) 登録の有効期間［省令第３６条の４５］

養育里親名簿の登録の有効期間は５年とすること。ただし、専門里親としての登録の有効期間については２年とすること。

なお、更新後の有効期間についても同様とすること。

(7) 登録の更新［省令第３６条の４６］

①　養育里親名簿の登録は、養育里親又は専門里親の申請により更新すること。

②　登録の更新を受けようとする者は、更新研修を受けなければならないこと。

③　①の申請があった場合において、有効期間の満了の日までに更新研修が行われないとき又は行われているがその全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有すること。また、この場合に、その登録の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算すること。

(8) 都道府県知事は、登録の更新を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。

ア　里親継続の意思がある者で、必要な研修を修了し、かつ家庭調査の結果、省令に規定する要件に著しい変動のないものについては、登録の更新を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、登録の更新が不適当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

イ　登録の更新の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、各都道府県の実情に応じた運用を図られたいこと。

ウ　専門里親の登録を受けている場合、専門里親としての登録の更新を行うときは専門里親の要件等について調査し、専門里親認定を辞退し、養育里親となる場合には養育里親としての資格要件等の調査を行う必要があること。

３　養子縁組里親の認定等

(1) 児童相談所長は、養子縁組によって養親となることを希望する者に対しては、申請時に里親制度や養子縁組制度の仕組みや委託状況等を説明すること。

(2) 都道府県知事は、認定後速やかに養育里親に準じ、必要となる事項を名簿に登録すること。

(3) 都道府県知事は、登録の際に養子縁組によって養親となることを希望する里親の希望（児童の性別、年齢、養育里親となることも考えている等）について把握すること。

４　親族里親の認定等

(1) 親族里親は、委託児童との間に３親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実は、戸籍謄本によって確認されたいこと。
(2) 親族里親の申請については、児童相談所において児童の委託が適当と認めた場合について、申請書の提出を求めること。
(3) 児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。

第５　里親への委託等

１　委託等の共通事項

(1) 都道府県知事の役割

ア　都道府県知事は、法第２７条第１項第３号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親支援機関、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。

イ　都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との適合等が極めて重要なので、里親支援機関等と連携し、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ　都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、里親支援機関等、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。

エ　都道府県知事は、虚弱な児童、疾病の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。

オ　都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、政令第３０条の規定に基づき、児童福祉司等の中から１人を指名して、当該里親の家庭を訪問して必要な指導をさせるとともに、必要に応じて、法第２７条第１項第２号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。

カ　都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）の名前を記載した書類を、児童相談所を経て交付すること。

キ　都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設等（情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス）の指導訓練を受けさせることができること。

ク　都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。

　特に、里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計が４人を超える場合や、すでに専門里親として委託児童を養育している場合は、里親や児童の状態を十分把握し、里親への養育の負担が大きくならないよう慎重に

行うこと。

ケ　都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、１の里親に対して２人以上の児童を委託して差し支えないこと。

コ　里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴いて、里親委託を解除すること。この場合、児童福祉の観点から、慎重に審査の上で行うこと。

サ　都道府県知事は、未成年後見人が指定され、又は選任されている児童を里親に委託することについては、当該未成年後見人がその後見する児童について監護することが困難な情況にあり、当該児童の福祉のために必要と認める場合に限り、里親に委託することができるものであること。

(2) 児童相談所長の役割

ア　児童相談所長は、児童福祉法等の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託することが適当であると認めた場合、これを都道府県知事に報告すること。

イ　児童相談所長は、絶えず児童福祉施設と密接な連絡をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判定を行い、措置を行った都道府県知事に報告すること。

ウ　里親に児童（特に乳児又は幼児）を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親に対し、交付を受けるよう指導すること。

２　養育里親への委託

(1) 養育里親への委託については、児童の保護者に対し、養育里親と養子縁組里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や１年以内など短期間委託する場合など、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ること。

(2) 養育里親に短期間委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する養育里親に委託することが望ましいこと。

(3) 短期間の委託を行う場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。

なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託の措置に切り替えること。

また、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理すること。

(4) 委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童福祉司に保護者等を訪問させるなどして実情の把握をさせるなど、委託の解除等措置の円滑な実施に努めること。

(5) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童等に対し夏休みや週末を利用して養育里親への養育委託を行う等、積極的な運用を図られたいこと。

なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相談所を介して当該養育里親に協議されたい。また、この場合にあっては昭和６２年５月２０日児発第４５０号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」の第３の３「施設入所児童家庭生活体験事業」の対象となるので、積極的に活用されたい。

3　専門里親への委託

(1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響、非行等の問題及び障害の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。

(2) 専門里親の委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合があることが予想される。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。

(3) 専門里親対象児童について、２人目の児童を委託する場合には、１人目の児童が十分安定し２人目の児童の委託について納得しているか、又は１人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。

4　養子縁組里親への委託

(1) 都道府県知事は、養子縁組里親に児童を委託する際には、当該里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。

(2) 都道府県知事は、養子縁組が成立した者に対しても、必要に応じて里親支援機関等により相談等の支援を行うこと。

5　親族里親への委託

(1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、３親等以内の親族である者に当該児童の養育を委託する制度であること。

(2) 委託について、「死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、疾病による入院や精神疾患により養育できない場合なども含まれること。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討すること。

(3) 民法８７７条第１項により、直系血族等は、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができること。

第６　里親が行う児童の養育

1　里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。
2　都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。
3　児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
4　里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。
5　里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努めること。
6　里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
7　里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、１人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は里親支援機関等の民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
8　里親は、児童の養育に関する記録をつけること。
9　里親は、受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができること。［法第４７条第２項］
１０　里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならないこと。［法第４８条］

第７　里親が行う養育に関する最低基準

1　最低基準と里親

里親は、最低基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならないこと。［法第４５条第２項、最低基準第３条］

2　里親が行う養育に関する一般原則

里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。また、里親は、養育を効果的に行うため、研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。［最低基準第４条］

3　児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。［最低基準第５条］

4　虐待等の禁止

里親は、委託児童に対し、児童虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。　［最低基準第６条］

5　懲戒に係る権限の濫用の禁止

里親は、委託児童に対し法第４７条第２項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。[最低基準第６条の２]

6　教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。[最低基準第７条]

7　健康管理等

(1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。[最低基準第８条第１項]

(2) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行われなければならないこと。[最低基準第８条第２項]

8　衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。[最低基準第９条]

9　自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。[最低基準第１０条]

１０　秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。[最低基準第１１条]

１１　記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。[最低基準第１２条]

１２　苦情等への対応

(1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。[最低基準第１３条第１項]

(2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。[最低基準第１３条第２項]

１３　都道府県知事への報告

(1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。[最低基準第１４条第１項]

ア　委託児童の心身の状況

イ　委託児童に対する養育の状況

ウ　その他都道府県知事が必要と認める事項

(2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。[最低基準第１４条第２項]

(3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出な

ければならないこと。[最低基準第１４条第３項]

１４　関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。[最低基準第１５条]

１５　養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、１８歳未満の者とすること。ただし、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第３１条第２項の規定に基づき当該委託児童が満２０歳に達する日までの間、養育を継続することができること。[最低基準第１６条]

１６　養育する委託児童の人数の限度

(1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、６人（委託児童については４人）を超えることができないこと。[最低基準第１７条第１項]

(2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童（以下「被虐待児童等」という。）については、２人を超えることができないこと。[最低基準第１７条第２項]

１７　委託児童を養育する期間の限度

専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して２年を超えることができないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。[最低基準第１８条]

１８　再委託の制限

里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。[最低基準第１９条]

(1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

(2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

１９　家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。[最低基準第２０条]

第８　里親等への指導

１　都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。

２　児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うこと。

３　指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事に報告すること。

4　指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に意見を添えて報告すること。

5　児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所や都道府県児童福祉審議会等に相談しやすい体制の整備に努めること。

6　都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

7　都道府県知事は、委託を受けた里親に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができること。［法第３０条の２］

第９　里親への支援

1　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第８５号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、法第１１条第１項第２号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第４項及び省令第１条の３８で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされたこと。なお、法第１１条第５項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されたこと。

　具体的には、平成２０年４月１日雇児発０４０１０１１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援機関事業の実施について」で定めていること。

2　里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく社会的な養育であるので、都道府県は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親に対して相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行わなければならないこと。また、この業務の全部又は一部を、里親支援機関等へ委託することもできること。

3　都道府県知事は、里親支援機関等と連携し、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、その他必要に応じ速やかに適切な対応を図ること。

4　都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに、委託児童を都道府県があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること。

　なお、具体的には、平成１４年９月５日雇児発第０９０５００６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」で定めていること。

5　都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないよう、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第１０　里親への研修

１　養育里親の研修については、児童福祉法施行規則第１条の３４の厚生労働大臣が定める基準（平成２１年厚生労働省告示第２２５号）において研修科目等について規定しており、その詳細は、平成２１年３月３１日雇児発０３３１００９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」で定めていること。

２　専門里親の研修については、児童福祉法施行規則第１条の３７第２号の厚生労働大臣が定める研修（平成２１年厚生労働省告示第２２６号）において研修科目等について規定しており、その詳細は、平成１４年９月５日雇児発第０９０５００３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」で定めていること。

３　養育里親又は専門里親の登録の更新に関する研修については、児童福祉法施行規則第３６条の４６第２項の厚生労働大臣が定める基準（平成２１年厚生労働省告示第２２７号）において研修科目等を規定しており、その詳細は、１及び２の通知で定めていること。

４　養子縁組里親及び親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行うこと。

第１１　被措置児童等虐待への対応

１　里親又はその同居人による委託児童への虐待は、法第３３条の１０から第３３条の１６までに規定する被措置児童等虐待に関する施策の対象となること。

２　都道府県知事は、平成２１年３月３１日雇児福発第０３３１００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、障障発第０３３１００９号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知「被措置児童等虐待対応ガイドライン」等を踏まえ、被措置児童等虐待の発生予防や早期発見等、適切に対応すること。

第１２　里親制度の普及

１　都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、里親支援機関、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びＮＰＯ等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。

２　都道府県知事は、児童を養育し難い保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来るよう啓発に努めること。

第１３　都道府県間の連絡

１　都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親のあっせんを依頼すること。

依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、

里親への児童の委託を行うこと。

2　都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がいない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ましいこと。この場合、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。

3　都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。

4　１から３までの場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。

5　１から３までの場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。

6　指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡すること。

第１４　費用

法第２７条第１項第３号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によること。

新生児里親委託の実際例について
（愛知県における取り組み例）

1　はじめに

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第6次報告では、平成19年1月から平成21年3月までに虐待により死亡した子どもは心中以外で145人、内0歳児は76人、0歳児の内0ヶ月児は43人と報告されている。

一方、熊本県の慈恵病院が平成19年5月に「こうのとりゆりかご」の運用を開始して以来、平成21年9月30日までの間に51人の預け入れがあり、そのうち新生児が43人、さらに生後10日以内と確認あるいは推測されたものが37人であったと公表されている。

このような状況から、「予期しない妊娠、望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実」が課題とされている。

愛知県では、これまで、県産婦人科医会が実施していた「赤ちゃん縁組無料相談」を踏襲し、ケースワークの視点を加え、妊娠中からの相談、出産直後の相談に応じ、新生児を病院から直接里親宅へ委託する「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」を里親委託の一つの方法として30年近く行ってきた。この方法は、妊娠中の女性が安心して出産を迎えることができるとともに、迎える里親側も自然に親子関係を紡ぐことができ、赤ちゃんは生まれたその日から、少なくても数日中に愛着の対象を持つことができるという利点を持つ。愛知県では、該当事案が発生した場合、こうした取組みを心がけているが、妊娠中からの切れ目ない支援として有効な方法であると思われることから、今回、その手順等について紹介する。

2　事例（未婚・未成年の母の出産）

○実　方：祖母47歳（就労）、母18歳（アルバイト）
○里親方：里父43歳（会社員）、里母40歳（専業主婦）

（経　過）

・平成○年8月

母、母方祖母が児相に来所。主訴：「予定外の妊娠をしている。未成年、未婚で、生まれてくる子を育てることができない」。受診した病院で中絶可能な時期は過ぎていることを告げられ困惑していると、看護師から児童相談所への相談をすすめられたとのこと。児相から里親制度、特別養子縁組前提の里親委託について説明したところ、母、祖母とも出産後、特別養子縁組前提で里親に委託することを希望した。出産予定は12月上旬。児相から病院、市保健センターに連絡。受理会議で報告。

・平成○年10月

母、母方祖母との面接・打合せを4回程度実施し、養子に出す気持ちは変わっていないかを確認。児相が病院を訪問し、病院関係者（看護師長、ケースワーカー等）に里親委託の手順について説明、了解を得る。

・平成〇年 11 月初旬

所内で養親候補について協議。管内で登録しているが未委託となっているＡ里親を第 1 候補とした。里親担当からＡ里親に事情を説明し、受け入れについて打診。翌日Ａ里親から「親になりたい」旨連絡がある。母、母方祖母に里親が決まった旨連絡。Ａ里親、児相職員で病院を訪問。出産後のことについて打ち合わせ。

・平成〇年 11 月下旬

母方祖母から連絡「11 月 24 日入院、25 日出産と決まった」。Ａ里親へその旨連絡。

・平成〇年 11 月 25 日

児相職員、里母が病院訪問。出産後、母に意志を確認。養子に出す気持ちは変わらないということから、里母が新生児と対面。間もなく里父も駆けつけ、新生児と対面。

・平成〇年 11 月 26 日

Ａ里親が命名し、名前を知らせてくる。母もその名を了解する。援助方針会議で里親委託決定。

・平成〇年 11 月 27 日

母方祖母が出生届を提出。母退院。

・平成〇年 11 月 25 日～30 日

里母が病院に通い育児トレーニング。30 日に新生児退院、Ａ里親宅へ引き取られる。

・平成〇年 12 月上旬

児相がＡ里親宅訪問、里親に面接。必要書類を手渡し。12 月中旬にＡ里親から 11 月分現況報告書届く。以後、毎月報告あり。

・平成〇年 1 月上旬

里親サロン開催日に里親委託式を実施。

・平成〇年 5 月上旬

Ａ里親から特別養子縁組の申立をしたい旨連絡あり。

・平成〇年 6 月下旬

家庭裁判所から嘱託書受理。7 月中旬、回答書送付。

・平成〇年 10 月初旬

Ａ里親から審判書が届いた旨連絡あり。下旬に確定。特別養子縁組成立により、援助方針会議で里親委託解除決定。

３　手　順

(1)　里親側

①里親登録は「里親になりたい」という主訴を持った相談としてケースワークをする。「要保護児童を委託するのに適当かどうか、そして実際に要保護児童を受け入れる覚悟ができるかどうか」という観点で面接をすることが大切である。里親登録を進めていく際、里親制度は「子どもの福祉のための制度」であり、里親に委託されることとなった子どもの事情は様々であることを理解してもらう。事情は大人の責任であり、子どもは実の親でなくても家庭、家族の下で幸せに生活する権利があることも理解してもらう。

②新生児里親委託（以下の条件）について説明し、新生児里親委託を希望するかどうか聴く。

●里親の年齢は概ね 40 歳まで。
●里子の性別を問わない。
●出産後に産んだ女性が「養子に出したくない」と表明したら諦める。
●特別養子縁組が成立するまでは、親権は実親にあるので、実親から「引き取りたい、育てたい」と申し出があれば話し合いに応ずる。
●産む側に様々な事情があり、子に障害、病気の可能性があることを承知する。
●6 か月の監護期間を経過したら家庭裁判所に特別養子縁組の申立をする。
●適切な時期に「血縁はないが大切な家族だよ」と真実告知する。
●大きくなった子どもが、「自分のルーツを知りたい」と言い出したときには協力する。など

③里親登録後は里親サロンへの参加を促す。特に里親委託式の時には参加を勧める。
④「養子に出したい」という相談が入ったら、そのときに判明している事情を伝え、『親となることを希望するかどうか』一両日の間に決めてもらう。迷いが多いときにはパス。（どこで踏み切れなかったのか後で面接して確認する）
⑤親になる決断をしたら名前を考えるなど、子の誕生に備える。

(2)　実親方（実方）
①妊娠中に相談があったら、これまでの事情を丁寧に聴く。
②様々な社会資源を提示し、自分で育てられないかどうか考えてもらう。
③未成年者の場合は保護者にも事情を聴き、養育の援助ができないかどうか考えてもらう。
④それでも『育てる気持になれない』『育てたくない』ならば、特別養子縁組前提で受け入れてくれる里親がいることを説明する。
⑤父の情報も聴取する。名前、住所、生年月日など分かる限り聴く。子どもが大きくなり結婚相手を決めるときに注意が必要となることを説明する。
⑥生まれてくる子どもの命名をどうするか話し合う。できれば育てる側に付けさせてもらうようお願いする。希望があれば聴いておく。
⑦出産後に「自分で育てたい」気持に変わってもＯＫと伝える。
⑧母子手帳の交付、妊娠中の健診などはきちんと受けるよう促す。
⑨出産予定の病院が決まったら、まず本人から医師に事情を説明し、児相からも連絡を入れる。費用、引き取り方法、育児トレーニング、実方・里親方の連絡など、煩雑なことは児相が実方、里親と話し合って対応する。
⑩赤ちゃんが大人になった時を想定して、子どもにあてて手紙を書いてもらう。児相が閲覧することは伝える。産んでから子を抱いた母の写真がもらえないときは、母の写真をもらう。子どもがルーツを知りたいと言い出すことがあることも承知してもらう。そのときに子どもと会うかどうかは、そのときの状況次第であり、「子どもと会う、会わない」は強要しない。
⑪特別養子縁組が成立するまでは親としての責任があることを伝える。所在を明らかにすること、連絡が取れる状態にしておくことが必要。

(3)　児童相談所担当者

①実親（実方）から相談があったら面接をする。里親担当者同席が望ましい。

②登録名簿から適任者を捜す。管外であれば該当児相に問い合わせる。あるいは、所属メールを活用（〇月〇日生まれる予定、×月×日男の子が生まれました、特別養子縁組前提で里親を募集中）して里親候補を決める。里親委託推進員に里親の候補者を推薦してもらうこともある。他児相の登録里親であれば面接をして「子を委託するのに適するかどうか」委託する側の責任で決めるのが望ましい。

③里親候補が決まったら実親（実方）に知らせる。

④実親（実方）、里親候補双方に『相手に会いたいかどうか』尋ねる。出産後に顔合わせをする場合もある。

⑤実親（実方）から「入院します、生まれました」と連絡が入ったら、里親にその旨連絡する。児相は出産後、実親（実方）に会って『子の養育について』意志確認をする。生まれた子と一緒に写真を撮る。写真は特別養子縁組成立後に手紙と一緒に里親に渡す。実親が写真を拒否すれば無理強いはしない。実親が子どもを抱いて情が湧き、別れがたい心境となれば実親（実方）が育てることとなる。『養子に出したい』気持が変わらなければ、里親に連絡を取り病院に行く。

⑥出産後に実母、親族の気持ちが揺れるときは、よく話し合ってもらう。実親の気持ちを尊重する。若年で無理なときにも応援しながら母親の役割が果たせるかどうか試しに育ててもらう。十分納得のいったところでの結論が望ましい。

⑦個室で里親と赤ちゃんの対面をさせる。里親に名前を決めてもらう、紙に書いたものをもらうのがよい。漢字等の誤りがないよう十分留意する（実親（実方）が出生届を出すため）。

⑧出産後、乳児院を経ずに里親宅に引きとられるので出生届の子の住所欄は里親宅にし、関係は同居人とする。

⑨医療保険は実親（実方）に加入してもらうのが原則だが、事情に合わせて柔軟に対応する。

⑩里親の育児トレーニングを病院に依頼する。近ければ、毎日通い、遠方の時は里母が泊まり込む。このときの里母の泊まりの費用は里親が負担する。

⑪里親委託日は原則的には里親が子の責任を負う日からとする。子に医療が必要になる場合もあるので柔軟に対応する。ただし実親の出産費用、医療費等は実親（実方）が持つ。(特別養子申立ての際、金銭のやり取りがあったと見なされる恐れがあるため、里親は絶対に支出しない)

⑫通常は１週間程度で退院となる。退院時には児童相談所職員も立ち会う。

⑬子を引き取った翌日には電話を入れて様子を尋ねる。最初の１か月は週に１度様子を尋ねる。些細なことを不安に思うことがあるため、地域の保健師には必ず連絡を入れ訪問してもらう。

⑭子の外出が可能となる１か月ぐらいになったら愛知県では、「里親委託式」を行っている。里親サロン開催日に合わせて行うことが多い。

⑮毎月報告書を提出してもらう、提出があったら連絡を入れる。こまめな連絡が大切。

⑯委託後６ヶ月経過したら特別養子縁組の申立てを打診する。申立に必要な書類を準備し里親に渡す。里親が家裁に申立をすると、児童相談所は家裁から特別養子縁組

に関する調査嘱託を受ける。嘱託書には子の要保護性をきちんと記すとともに子の最大の利益として特別養子縁組の成立が必要なことを強調する。特に実親が行方不明や同意が明確でない場合は丁寧に事情を書くことが大切。

⑰家裁から里親に審判書が届いたら、戸籍の届け出の準備をする。審判確定後 10 日以内に子の戸籍謄本を添付して届けなければならないので、確定後では子の戸籍謄本の取り寄せが間に合わないこともあるので留意する。

⑱審判が確定したら援助方針会議で措置解除の手続きをする。

⑲里親から子どもが入籍されている戸籍謄本をもらう。稀に実親の姓が記載されていることがあるので留意する。その際は当該市町村でやり直してもらう。最短でも 6 か月程度かかることがある。

⑳1 歳のお誕生日の頃には特別養子縁組が確定し、名実ともに親子になる。児童相談所としても終結。

4　課題・所見等

○児童相談所職員として里親業務専任職員の確保が難しいことから、里親委託後のケースワークが十分にとれず、サポート体制が不十分であること。特に、実親（実方）については出産後サポート態勢がとれない状況がある。

○医療機関、特に産婦人科病院に『産んでも育てられないときに児童相談所が相談に応じていること』をＰＲし、理解を得ることが必要である。

○「新生児里親委託」については、手順やルールをしっかり押さえていけば、乳児院や児童養護施設からの里親委託と比較して、委託後の里子の養育等に関する児童相談所のフォローが少なく済むのではないか。

○予定外の妊娠や望まない妊娠をしないようにする性教育、さらには、女性が一人で子どもを産み育てることができるサポートシステムの確立が必要ではないか。

○里母は就労中であったが、他に養育者がいたことから新生児委託を受け、特別養子縁組が成立後に育児休業を取った例がある。里母が就労中でも、里子が委託された際に育児休業の制度が使えれば、就労の継続もできるので、さらに委託が進むことが考えられる。

【参　考】過去５か年の実績　　単位：人

区　分	新生児里親委託数	出産前相談有	里親が引き取った子の生後日暦				里親が命名	里親委託総数	新生児里親割合
			10 日以内	20 日以内	30 日以内	31 日以降			
17 年度	7	5	4	1	1	1	7	135	5.2%
18 年度	12	9	5	1	3	3	12	112	10.7%
19 年度	10	10	7	2	0	1	9	85	11.8%
20 年度	8	6	3	3	1	1	7	71	11.3%
21 年度	6	5	6	0	0	0	6	76	7.9%

（萬屋（刈谷児童相談センター長）・矢満田（元愛知県児童相談所児童福祉司）調査から引用）